

毎月勤労統計調査について

平成31年4月18日
厚生労働省政策統括官
(総合政策、統計・情報政策、政策評価担当)

平成31年 1 月分調査結果について [1]

- 平成31年1月調査において、30人以上の調査対象事業所の部分入替え（ローテーション・サンプリング）を実施。
 ※ 平成30年及び31年の2年間は、経過措置期間として毎年1 / 2 ずつ調査対象事業所の入替え、平成32年以降は、毎年1 / 3 ずつ調査対象事業所の入替え。
- 平成31年 1 月分調査結果におけるサンプル入替えの影響は、きまって支給する給与で▲0.6%となった。

■ギャップ差の要因分析（きまって支給する給与）

(円)

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後－入替え前)		
				サンプル入替え	ウェイト更新	
平成19年1月	総入替え	266,474	269,005	▲2,531 (▲0.9%)	▲2,531 (▲0.9%)	-
平成21年1月		262,147	265,494	▲3,347 (▲1.3%)	▲2,163 (▲0.8%)	▲1,184 (▲0.4%)
平成24年1月		259,230	260,000	▲770 (▲0.3%)	▲1,261 (▲0.5%)	491 (+0.2%)
平成27年1月		256,660	259,592	▲2,932 (▲1.1%)	▲2,932 (▲1.1%)	-
平成30年1月	部分入替え	261,131	259,827	1,304 (+0.5%)	337 (+0.1%)	967 (+0.4%)
平成31年1月		259,482	261,058	▲1,576 (▲0.6%)	▲1,576 (▲0.6%)	-

(参考) 現金給与総額

平成31年1月	部分入替え	272,130	274,662	▲2,532 (▲0.9%)	▲2,532 (▲0.9%)	-
---------	-------	---------	---------	----------------	----------------	---

(注) 平成19年、平成21年、平成24年は従来の公表値ベース。平成27年、平成30年、平成31年は再集計値ベース。

■推計方法

新サンプル ① (ウェイト更新後)	新サンプル ② (ウェイト更新前)	旧サンプル ③ (ウェイト更新前)	サンプル入替えによる 変化分(②－③)	ウェイト更新による 変化分(①－②)
$\sum_{i,j} (R_{2i}^j \times W_{2i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{1i}^j \times W_{2i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{1i}^j \times W_{1i}^j)$	$\sum_{i,j} R_{1i}^j \times (W_{2i}^j - W_{1i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{2i}^j - R_{1i}^j) \times W_{2i}^j$

(注) R_{ki}^j は産業・規模別構成比、 W_{ki}^j は産業・規模別平均賃金である。(i は産業、 j は規模、 $k = 1$ はウェイト更新前、 $k = 2$ はウェイト更新後) ¹

平成31年 1 月分調査結果について [2]

○ 平成31年 1 月分調査結果におけるきまって支給する給与（賃金）の伸び率▲0.6%を、一般労働者とパートタイム労働者による寄与に分解してみると、一般労働者の賃金の寄与が+0.3%、パートタイム労働者の時間当たり賃金の寄与が+0.3%、パートタイム比率の寄与が▲0.8%となっている。

■ きまって支給する給与の伸び率の要因分解（就業形態別）

(%)

	伸び率	一般労働者 (賃金)	パートタイム (賃金)	時間当たり 賃金	労働時間	パートタイム 比率
平成31年1月の前年同月比	▲0.6	+0.3	▲0.1	+0.3	▲0.3	▲0.8
平成31年1月標本入替え (ギャップ)	▲0.6	▲0.3	▲0.0	+0.0	▲0.0	▲0.3
平成31年1月前年同月比 (旧サンプル同士)	0.0	+0.5	▲0.0	+0.2	▲0.3	▲0.5

(注) 労働時間は総実労働時間である。また、（一般労働者に比べ相対的に賃金の低い）パートタイム労働者の比率が上昇すると全体の賃金を押し下げる方向に寄与する。

■ 推計方法

$$\frac{\Delta W_r}{W_{rt_0}} = \frac{\Delta W_n \cdot (1 - Pr_{t_1} + \Delta Pr / 2)}{W_{rt_0}} + \frac{(\Delta w_p \cdot (H_{pt_1} + H_{pt_0}) / 2) \cdot Pr_{t_1}}{W_{rt_0}} + \frac{((w_{pt_1} + w_{pt_0}) / 2 \cdot \Delta H_p) \cdot Pr_{t_1}}{W_{rt_0}} + \frac{\Delta Pr \cdot ((W_{pt_1} + W_{pt_0}) - (W_{nt_1} + W_{nt_0})) / 2}{W_{rt_0}}$$

(一般労働者の賃金寄与) (パートの時間当たり賃金寄与) (パートの労働時間寄与) (パートタイム比率の寄与)

ここで、 W はきまって支給する給与、 H は総実労働時間、 w は1時間当たり賃金（= W/H で算出）、 Pr はパートタイム労働者比率、添え字の r は労働者計、 n は一般労働者、 p はパートタイム労働者、 t_1 は平成31年 1 月または標本入替え後、 t_0 は平成30年 1 月または標本入替え前、 Δ は t_1 時と t_0 時の変化差をあらわす。

(注) 労働者全体、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、きまって支給する給与の賃金指数に基準数値を乗じて修正した実数値を算出し、これらの数値をもとにパートタイム比率を推計している。また、総実労働時間についても、一般労働者、パートタイム労働者の指数に基準数値を乗じて修正した実数値を用いている。

平成31年 1 月分調査結果について [3]

○ 平成31年 1 月分調査結果におけるきまって支給する給与〔現金給与総額〕のギャップ▲0.6%〔▲0.9%〕を、事業所規模別に寄与度分解すると、500人以上規模の事業所の寄与が▲0.4%〔▲0.7%〕、100～499人規模の事業所が▲0.1%〔▲0.4%〕、30～99人事業所の寄与が▲0.2%〔+0.1%〕となっている。

■きまって支給する給与のギャップ

(円)

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	259,482	261,058	▲1,576 (▲0.6%)
500人以上	360,600	367,996	▲7,396 (▲2.0%)
100～499人	295,156	296,088	▲932 (▲0.3%)
30～99人	252,324	254,736	▲2,412 (▲0.9%)
5～29人	214,264	214,260	+4 (+0.0%)



■寄与度分解

(%)

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.6
500人以上	▲0.4
100～499人	▲0.1
30～99人	▲0.2
5～29人	+0.0
構成割合の変化	+0.1

■集計対象事業所数 (新サンプル)

事業所規模	集計対象事業所数	
	新サンプル	旧サンプルでない
5人以上	24,190	3,258 (13.5%)
500人以上	3,025	295 (9.8%)
100～499人	2,764	1,221 (44.2%)
30～99人	3,488	1,734 (49.7%)
5～29人	14,913	8 (0.1%)

■現金給与総額のギャップ

(円)

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	272,130	274,662	▲2,532 (▲0.9%)
500人以上	377,106	392,327	▲15,221 (▲3.9%)
100～499人	305,918	311,039	▲5,121 (▲1.6%)
30～99人	264,979	263,603	+1,376 (+0.5%)
5～29人	226,648	226,647	+1 (+0.0%)



■寄与度分解

(%)

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.9
500人以上	▲0.7
100～499人	▲0.4
30～99人	+0.1
5～29人	+0.0
構成割合の変化	+0.1

(注1) 500人以上規模の事業所について、旧サンプルでない295事業所のうち東京都分は107事業所 (36%) である。

(注2) 5～29人規模の事業所は、平成31年1月の標本入替え時において旧サンプルの調査を行っていないことから、ギャップの集計時についても新サンプルにより集計しており、当該規模区分ではギャップは生じない(差は、集計のタイムラグによるもの。)

平成31年 1 月分調査結果について [4]

○ 平成31年 1 月分調査結果におけるギャップのうち500人以上規模の事業所の寄与分（きまって支給する給与▲0.4%、現金給与総額▲0.7%）を産業別に寄与度分解すると「卸売業,小売業」や「情報通信業」などの寄与が大きくなっている。

■ギャップのうち500人以上規模の事業所の産業別寄与度分解

○きまって支給する給与▲0.4% (%)

事業所規模	寄与度 (寄与率)
500人以上	▲ 0.4 (100%)
建設業	+0.01 (▲ 2%)
製造業	▲0.03 (9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	+0.01 (▲ 3%)
情報通信業	▲0.05 (14%)
運輸業, 郵便業	+0.06 (▲17%)
卸売業, 小売業	▲0.15 (42%)
金融業, 保険業	+0.01 (▲ 2%)
不動産業, 物品賃貸業	▲0.04 (10%)
学術研究, 専門・技術サービス業	+0.01 (▲ 2%)
宿泊業, 飲食サービス業	▲0.02 (6%)
生活関連サービス業, 娯楽業	▲0.01 (2%)
教育, 学習支援業	▲0.04 (10%)
医療, 福祉	▲0.01 (4%)
複合サービス事業	▲0.01 (2%)
サービス業(他に分類されないもの)	▲0.01 (3%)
構成割合の変化	▲0.09 (25%)

○現金給与総額▲0.7% (%)

事業所規模	寄与度 (寄与率)
500人以上	▲ 0.7 (100%)
建設業	+0.00 (▲0%)
製造業	▲0.03 (4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	+0.01 (▲2%)
情報通信業	▲0.31 (44%)
運輸業, 郵便業	+0.06 (▲8%)
卸売業, 小売業	▲0.14 (19%)
金融業, 保険業	▲0.02 (2%)
不動産業, 物品賃貸業	▲0.04 (6%)
学術研究, 専門・技術サービス業	▲0.01 (2%)
宿泊業, 飲食サービス業	▲0.03 (4%)
生活関連サービス業, 娯楽業	▲0.01 (1%)
教育, 学習支援業	▲0.08 (11%)
医療, 福祉	▲0.02 (2%)
複合サービス事業	▲0.00 (0%)
サービス業(他に分類されないもの)	▲0.01 (1%)
構成割合の変化	▲0.09 (12%)

さらに、一部の産業について東京都と東京都以外の寄与に区分したものを(試算)

	寄与度 (%)
情報通信業	▲0.31
東京都	▲0.28
東京都以外	▲0.02
構成割合の変化	▲0.02
卸売業, 小売業	▲0.14
東京都	▲0.15
東京都以外	▲0.01
構成割合の変化	+0.02
教育, 学習支援業	▲0.08
東京都	▲0.06
東京都以外	▲0.01
構成割合の変化	▲0.01

※左表の寄与度に、各産業別に別途算出した寄与率を乗ずることによって求めた試算値である。

■ 寄与度分解の推計方法

$$\frac{\Delta W}{W_{t_0}} = \sum_i \underbrace{\frac{\Delta W^i \cdot (P_{t_1}^i + P_{t_0}^i)/2}{W_{t_0}}}_{\text{(区分 } i \text{ の賃金寄与)}} + \underbrace{\frac{\sum_i \Delta P^i \cdot (W_{t_1}^i + W_{t_0}^i)/2}{W_{t_0}}}_{\text{(構成割合の変化の寄与)}}$$

ここで、 W はきまって支給する給与・現金給与総額、 W^i は区分 i のきまって支給する給与・現金給与総額、 P^i は区分 i の労働者比率、添え字の t_1 は標本入替え後、 t_0 は標本入替え前を、 Δ は t_1 時と t_0 時の変化差をあらわす。

常用労働者の定義変更に伴う影響について [1]

■ 変更の経緯

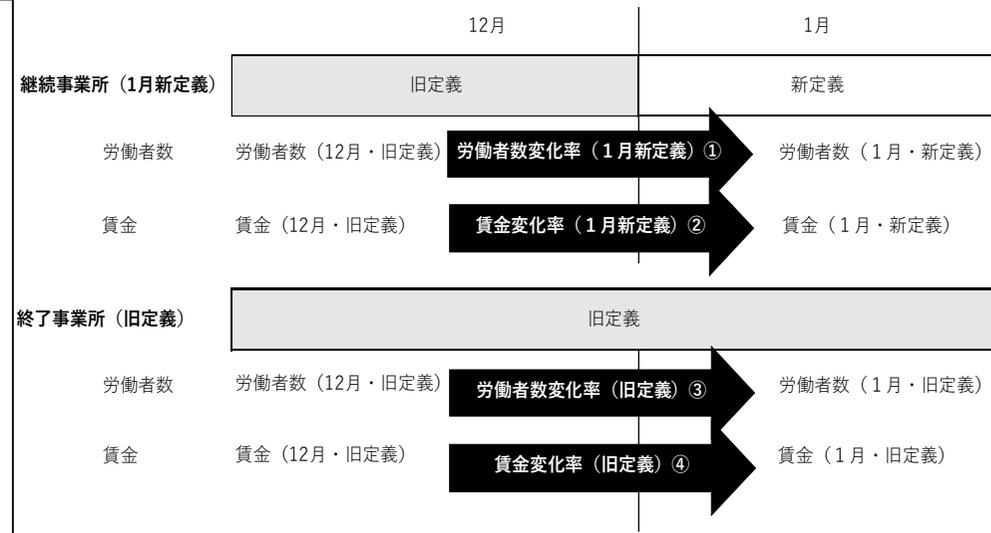
- 常用労働者・臨時労働者の区分については、政府全体の方針として、雇用期間1か月未満の者が一律に常用労働者から除外される等の簡素化・明確化がなされることとなった。
- このような方針を受け、毎月勤労統計調査における常用労働者の定義変更についても、統計委員会からの答申を受け、平成30年1月から定義変更（「雇用契約期間1か月以内で前2か月18日以上労働者」の除外及び「雇用期間1か月ちょうどの労働者」の追加）を行ったところ。
- ※ 答申において、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある旨の指摘がなされている。

【常用労働者の定義】当該事業所に雇われて働いている人のうち、次の条件のいずれかを満たす人

	旧定義 (平成29年12月まで)	新定義 (平成30年1月以降)
1	期間を定めずに雇われている者	(左記と同じ)
2	1か月を超える期間を定めて雇われている者	1か月以上の期間を定めて雇われている者
3	日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われている者	(除外)

■ 試算方法

- 平成30年1月の調査対象事業所の部分入替えにおいて、新旧サンプル間のギャップを把握するために、平成30年1月分については、
 - ・平成30年2月以降も調査を継続する事業所（継続事業所）と
 - ・平成30年1月で調査が終了する事業所（終了事業所）
 の両者の調査を実施しており、そのうち、
 - ・継続事業所は1月から新定義で調査する一方、
 - ・終了事業所については当月が最後の調査であることに鑑み、記入者負担の軽減の観点から旧定義で調査を実施。
- 当該調査結果を活用し、「継続事業所」（1月新定義）と「終了事業所」（旧定義）の労働者数や賃金水準の変化率を比較することで、定義変更の影響を試算。



「労働者数変化率（1月新定義）①」 - 「労働者数変化率（旧定義）③」 = 「定義変更の影響（労働者数）」

「賃金変化率（1月新定義）②」 - 「賃金変化率（旧定義）④」 = 「定義変更の影響（賃金）」

常用労働者の定義変更に伴う影響について [2]

■ 推計方法

対象とする事業所

平成29年12月と平成30年1月ともに集計対象となった30人以上規模の事業所を対象とし、それらを継続事業所（平成30年2月以降も継続する事業所）と終了事業所（平成30年1月で調査が終了する事業所）に分類して以下の試算を行った。

労働者数（本月末推計労働者数）

- (1) 継続事業所（平成30年1月は新定義）と終了事業所（平成30年1月は旧定義）それぞれについて、下記により平成29年12月と平成30年1月の本月末推計労働者数を算出（産業等の各要素は合計）

$$E_{1i}^j = r_i^j \cdot \sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{1ilm}^j = \frac{E_{0i}^j}{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{0ilm}^j} \cdot \sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{1ilm}^j = E_{0i}^j \cdot \frac{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{1ilm}^j}{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{0ilm}^j}$$

- (2) 平成29年12月から平成30年1月の労働者数の伸びをそれぞれ算出して、その差分により影響を試算

賃金（現金給与総額）

- (1) 継続事業所（平成30年1月は新定義）と終了事業所（平成30年1月は旧定義）それぞれについて、下記により平成29年12月と平成30年1月の現金給与総額を算出（ただし、平成30年1月の推計比率で用いる母集団労働者数は、平成29年12月のものを用いる。）

$$\tilde{a}_i^j = \frac{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot a_{ilm}^j}{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot \frac{e_{0ilm}^j + e_{1ilm}^j}{2}} \quad \tilde{A} = \frac{\sum_{ij} r_i^j \cdot \sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot a_{ilm}^j}{\sum_{ij} r_i^j \cdot \left\{ \sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot \frac{e_{0ilm}^j + e_{1ilm}^j}{2} \right\}}$$

- (2) 平成29年12月から平成30年1月の現金給与総額の伸びをそれぞれ算出して、その差分により影響を試算

\tilde{A} : 産業計、規模計の一人平均月間現金給与総額

\tilde{a}_i^j : 産業i、規模jの産業、規模別一人平均月間現金給与総額

a_{ilm}^j : 産業i、規模j、都道府県l、抽出時期mの本月分の調査事業所の現金給与総額

e_{0ilm}^j : 産業i、規模j、都道府県l、抽出時期mの本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計

e_{1ilm}^j : 産業i、規模j、都道府県l、抽出時期mの本月分の調査事業所の本月末調査労働者数の合計

d_{ilm}^j : 産業i、規模j、都道府県l、抽出時期mの本系列の抽出率逆数

r_i^j : 産業i、規模jの推計比率

(※) 推計比率とは、本月分の推計に用いる母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことをさし、次式で求める。)

$$r_i^j = \frac{E_{0i}^j}{\sum_{lm} d_{ilm}^j \cdot e_{0ilm}^j}$$

E_{0i}^j : 産業i、規模jの母集団労働者数（前月の労働者数を元に、事業所の改廃等について雇用保険データ等を用いて補正した数値。）

E_{1i}^j : 産業i、規模jの本月末推計労働者数

常用労働者の定義変更に伴う影響について [3]

■試算結果（定義変更に伴う常用労働者数及び賃金（現金給与総額）への影響）

- (1) 常用労働者数については、+0.7%程度（事業所規模別では+0.2%～+2.2%）労働者数を増加させる影響（押し上げ効果）があったものと考えられる。
- (2) 賃金（現金給与総額）については、全体としては▲0.4%程度の影響と試算される。ただし、事業所規模別では▲1.3%～+0.5%と事業所規模によって試算結果が異なることから、賃金（現金給与総額）への影響について特段の方向性は認められない。

(1) 常用労働者数への影響

(%)

	事業所規模			
	30人以上	30～99人	100～499人	500人以上
①旧定義→旧定義 (H29.12→H30.1)	▲0.8	▲0.4	▲0.3	▲2.5
②旧定義→新定義 (H29.12→H30.1)	▲0.1	▲0.2	+0.1	▲0.3
定義変更の影響 (②-①)	+0.7	+0.2	+0.4	+2.2

(2) 賃金（現金給与総額）への影響

(%)

	事業所規模			
	30人以上	30～99人	100～499人	500人以上
①旧定義→旧定義 (H29.12→H30.1)	▲54.3	▲52.5	▲53.2	▲58.2
②旧定義→新定義 (H29.12→H30.1)	▲54.7	▲52.1	▲54.5	▲57.7
定義変更の影響 (②-①)	▲ 0.4	+ 0.4	▲ 1.3	+ 0.5

※本試算は、

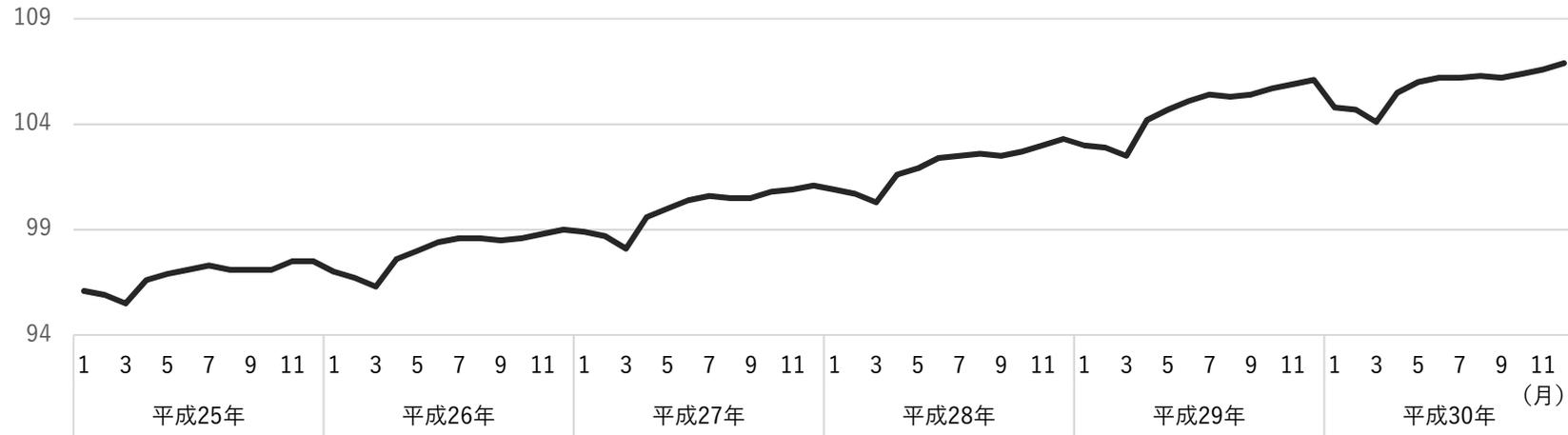
- 1) 比較分析の観点から平成29年12月、平成30年1月ともに集計対象となった事業所のみを対象としているため、サンプルサイズの関係から一定程度の誤差があること
- 2) 比較対象としている二つのカテゴリーの事業所について、平成29年12月の賃金額等に差が見られ、何らかのサンプルバイアスがある可能性があること
- 3) 「雇用期間1か月以内で前2か月18日以上労働者」と「雇用期間1か月ちょうどの労働者」とでは季節的な変動が異なる場合には、推計結果についても季節的な影響を受けるなど定義変更以外の影響を受けている可能性があること

に留意が必要である。

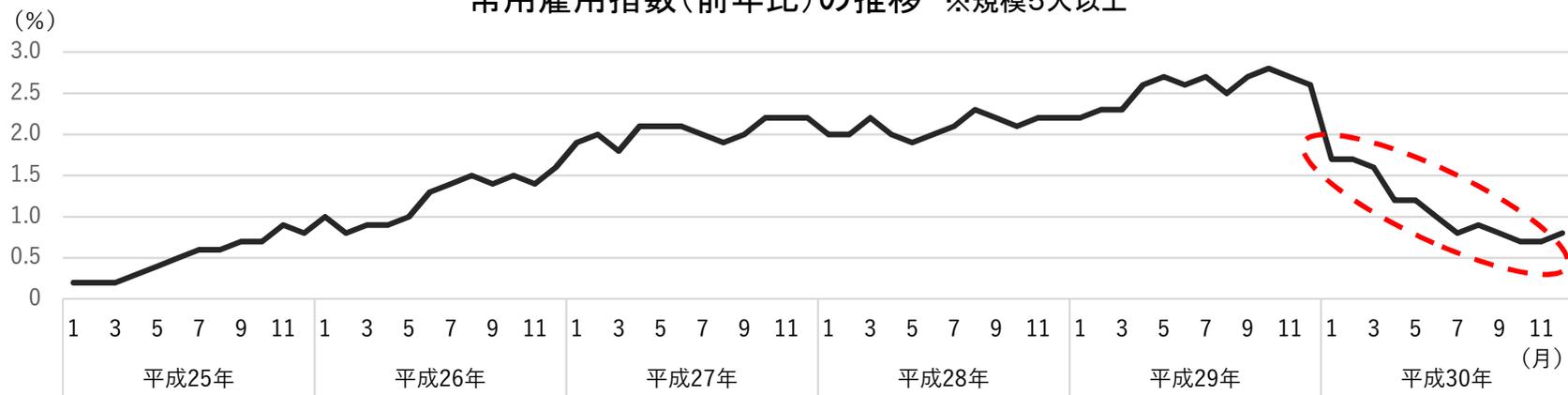
平成30年1月からの常用雇用指数の減少について

○ 平成30年1月以降、常用雇用指数の前年比が減少傾向にある。

常用雇用指数の推移 ※規模5人以上



常用雇用指数(前年比)の推移 ※規模5人以上



常用雇用指数のギャップ修正と母集団労働者数の更新

平成30年1月のベンチマーク更新では、

- 平成26年経済センサス基礎調査の結果を用いて、雇用指数のギャップ修正と、平成30年1月の母集団労働者数の更新を行っている。（他の年のベンチマーク更新でも同様）

（平成26年7月から平成29年12月までの雇用指数のギャップ修正）

以下の計算式でギャップ率Gを計算し、修正前の雇用指数に乗じてギャップを修正。積み上げ区分（調査産業計、規模計等）のギャップ修正は、積み上げ区分のギャップ率を用いて補正。

$$G = \frac{\text{平成26年経済センサス基礎調査の常用雇用者数}}{\text{平成26年6月末推計労働者数}}$$
$$\text{修正後雇用指数} = \text{修正前雇用指数} \times G$$

（平成30年1月の母集団労働者数の更新）

単位集計区分毎に以下の計算式で補正比Gij（i：産業、j：規模）を計算し、単位集計区分毎に平成30年1月の母集団労働者数を更新。積み上げ区分（調査産業計、規模計等）の母集団労働者数は、労働者数が整合するように単位集計区分の母集団労働者数を足し上げて作成。

$$G_{ij} = \frac{\text{平成26年経済センサス基礎調査の常用雇用者数}}{\text{平成26年7月の母集団労働者数}}$$
$$\text{平成30年1月の母集団労働者数} = \text{修正前平成30年1月の母集団労働者数} \times G_{ij}$$

→ ベンチマーク時点から産業構成が変化した場合等で差が発生しうる。
（今回の影響は0.8%程度、イメージは次頁）

※ 今後は、事業所母集団データベースの活用等によりベンチマークからギャップ修正までの期間が短くなることで、この差は縮小することが見込まれる。

常用雇用指数のギャップ修正と母集団労働者数の更新（イメージ）

